

# 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業実施要綱

令和6年12月18日付け6農畜機第6088号  
一部改正 令和7年 3月27日付け6農畜機第8566号

国際情勢の影響等により輸入原料価格が上昇するなど酪農経営の状況が不安定となっている。

加えて、依然として脱脂粉乳需要は低迷しており、脱脂粉乳の需給ギャップを埋めることで生乳需給の安定を図る必要がある。また、TPP11等の経済連携協定を踏まえ、令和2年12月8日に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し国産チーズの競争力を高める必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国産チーズの原料乳の高品質化、製造面での生産拡大・高付加価値化及びチーズ工房等の品質向上・ブランド化等の取組を支援する事業、在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫低減に対する取組を支援する事業、牛乳乳製品の値上げに伴う消費減退による乳製品在庫の積み増し分について生産者団体が保管する取組を支援する事業、牛乳乳製品の需要拡大に向けたプロモーション等の取組を支援する事業並びに不需要期の生乳出荷調整の取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって畜産・酪農の国際競争力の強化、生乳需給及び酪農経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容等については、以下のとおりとする。

### 1 国産チーズ生産奨励等事業

チーズ向け生乳の品質向上のため、乳質向上等に資する取組を実施した上で、事業実施主体が設定したチーズ向け生乳の乳質基準を満たした生乳に対して奨励金を交付する事業及び国産チーズの生産拡大・高付加価値化のため、事業実施主体が、国産チーズの需要創出等の計画を有する乳業者とのチーズ向け生乳の取引数量を増加させる取組に対して奨励金を交付する事業であり、別添1のとおりとする。

### 2 国産チーズ競争力強化支援対策事業

国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにするため、チーズ工房等チーズ製造者における技術研修会、国際コンテスト等への参加、チーズの普及活動等に係る取組に対して支援する事業であり、別添2のとおりとする。

### 3 在庫低減対策事業

在庫水準が高くなっている脱脂粉乳について、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳を飼料用として販売する取組を支援する事業であり、別添3のとおりとする。

### 4 乳製品長期保管特別対策事業

牛乳乳製品の値上げに伴う消費減退による乳製品在庫の積み増し分について、生産者団体が市場に影響を与えないように行う保管に要する経費を支援する事業であり、別添4のとおりとする。

### 5 国産牛乳乳製品の需要拡大等事業

国産牛乳乳製品の需要拡大に向け、新商品の開発、製造及び販売、需要拡大に向けたプロモーション並びに流通販売形態の変更等の取組を支援する事業であり、別添5のとおりとする。

## 第2 定義

- 1 この要綱において「生乳」とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第1項に規定するしぶったままの牛乳をいう。
- 2 この要綱において「乳業者」とは、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条第2項に規定する乳業を行う者をいう。
- 3 この要綱において「酪農経営体」とは、生乳の生産を業として営む者をいう。
- 4 この要綱において「乳等命令」とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）をいう。

## 第3 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

## 附 則 （令和6年12月18日付け6農畜機第6088号）

- 1 この要綱は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 施行日から補助金の交付決定までの間に着手をする場合の当該着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定にかかわらず、別添の別紙様式第1号の交付申請書兼概算払請求書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和7年3月27日付け6農畜機第8566号）

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正以前に採択した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。